

# これからの消費生活を考える ～消費者市民に求められるもの～

2月2日、シンポジウム「未来へつなぐ消費生活を京都から」を開催しました。

基調講演では、内閣府消費者委員会の松本恒雄委員長から、消費者庁設立の経緯とその役割、消費者委員会について御紹介いただくとともに、この新しい社会で消費者はいかに生きるべきかという問題について御講演いただきました。パネルディスカッションでは、消費生活への関心を高めていただく契機となるよう、京都市消費生活審議会から市民の皆様に向けたメッセージが発信され、京都の消費生活のこれからについて、パネリストの方々に活発な意見交換をしていただきました。ここでは、その一部を御紹介します。

## 基調講演 ● 講師：一橋大学法科大学院長・内閣府消費者委員会委員長 松本 恒雄氏



「消費者市民」とは、消費者の社会的責任あるいは積極的役割を強調した言葉であり、消費者行政が大きく変わったことを背景として、消費者市民に対しても、消費者として自立すること、すなわち「賢い消費者」になることが求められている。

「賢い消費者」とは、経済の主体としての消費者になること。つまり、だまされない消費者や損をしない消費者というだけでは不十分であり、自分が商品を買うことによって、京都のマーケット、日本のマーケット、世界のマーケットがどのような影響を受けるのかということ意識することにある。また、社会の変革の主体として、自分の消費行動が環境や途上国の人々の暮らしにも影響するということを考えることが求められる。こうした「消費者市民」が存在してはじめて、企業は社会的責任を果たすことになり、今後も消費者の積極的な行動が求められるといえるだろう。

## 京都市消費生活審議会からのメッセージ

京都の消費者が理想とする暮らし方として、例えば一

- 自立して、合理的に行動する「くらし上手」な消費者として、日々、学び、自らを高める
- 健康で、人と環境にやさしい消費生活の視点を取り入れた「一人ひとりのくらしの美学」とともに日々を丁寧に暮らす
- 消費生活社会の一員として、個人の尊重とともに、人と人との関係を大切に「一人ではない安心感」のある社会づくりに参加する
- 食文化、始末の文化その他の京都固有の生活文化を継承し、京都を訪れるすべての人に、京都の「ほんまもん」を伝える

— などを思い描くことができるのではないのでしょうか。

### 広告

わたしのくらし  
わたしたちの  
地域に

協同がはぐくむ  
安心と笑顔を



**京都生活協同組合**

075-681-2190 <http://www.kyoto.coop/>

### 広告

ライフハウス 京都 醒ヶ井

～住宅型有料老人ホーム～

- 食堂・大浴場完備
- 生活相談
- 24時間緊急対応
- 身元引受人なしでも\*
- 洛和会が協力医として健康面をサポート

**見学随時**

※要費用  
有料老人ホーム設置運営  
指導指針による表示事項/  
類型:住宅型有料老人ホーム/  
居住の権利形態:利用  
権方式/利用料の支払い方  
式:一時金方式/入居時の  
条件:入居時自立・要支援/  
介護保険:在宅サービス利  
用可/居室区分:全室個室/  
その他:提携ホーム移行型

京都市下京区醒ヶ井通り高辻下住吉町504

老後は、京都市内の  
高齢者専用  
マンションで!

創業27年、全国に29棟の実績  
地域コミュニティを創造する  
株式会社生活科学運営

0120-121-075